

# 生物多様性影響評価情報の検討について

平成 22 年 2 月

生物多様性影響評価検討会総合検討会

## 目 次

1. はじめに.....	1
2. 生物多様性影響評価情報の検討経緯について.....	1
3. 生物多様性影響評価情報の検討について.....	2
1) 現在の遺伝子組換え農作物に関する生物多様性影響評価書について.....	2
2) 検討内容.....	2
3) 検討結果のまとめ.....	6
4) 検討結果の周知について.....	8
別紙1	
遺伝子組換え農作物の「隔離ほ場における栽培等」申請時に必要な宿主 又は宿主の属する分類学上の種との相違等に関する情報について.....	9
別紙2	
スタック系統の生物多様性影響評価の考え方について.....	10
別紙3	
遺伝子組換え植物と野生植物の交雑性に起因する生物多様性影響の評価 の考え方について.....	11
<参考資料>	
生物多様性影響評価検討会総合検討会委員.....	14
生物多様性影響評価情報点検作業部会委員.....	14
検討経過.....	15

## 1. はじめに

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年6月18日法律第97号）（以下「カルタヘナ法」という。）については、法施行後5年を経過したことから、「中央環境審議会 野生生物部会 遺伝子組換え生物小委員会」において、施行状況の検討が行なわれた。平成21年8月に検討の結果が取りまとめられ、同年10月5日開催の生物多様性影響評価検討会総合検討会（以下「総合検討会」という。）で環境省から報告された。

この報告書では、

- ・生物多様性影響評価に資する知見の充実と最新の知見に基づく評価が重要
- ・生物多様性影響評価で必要とされるデータについては、蓄積された知見と経験を踏まえ、適宜点検することが必要

との指摘がなされている。

生物多様性影響評価総合検討会としては、遺伝子組換え農作物等の第一種使用規程について、これまで100件を超える品目について生物多様性影響評価を行なってきたおり、科学的知見等も蓄積されている。

また、作物の種類や導入形質に応じ、生物多様性影響評価を効率的かつ効果的に進めるためにもこれらの科学的知見を有効に活用する必要がある。

そこで、今回行われた施行状況の検討結果も踏まえ、現在の遺伝子組換え農作物の生物多様性影響評価に必要とされる情報（以下「生物多様性影響評価情報」という）について、総合検討会において検討を行い、必要に応じて見直しを行うことが提案され、了承された。

## 2. 生物多様性影響評価情報の検討経緯について

生物多様性影響評価情報の検討に関する作業を行うため、総合検討会の下に農作物分科会の委員を中心とした「生物多様性影響評価情報の点検作業部会」（以下「評価情報点検作業部会」という。）を設置した。

総合検討会や農作物分科会の各委員から出された意見等を参考に、評価情報点検作業部会において生物多様性影響評価情報全般について広く意見交換を行い、検討が必要と考えられる項目を選定し、各項目について具体的な検討を行った。

### 3. 生物多様性影響評価情報の検討について

#### 1) 現在の遺伝子組換え農作物に関する生物多様性影響評価書について

カルタヘナ法においては、遺伝子組換え生物等の使用等に係る措置として、「第一種使用等（環境中への拡散を防止する措置を執らずに行う使用等）」及び「第二種使用等（環境中への拡散を防止する措置を執って行う使用等）」が規定されている。

第一種使用規程の承認を受けようとする者は、第一種使用の承認申請にあたり、申請書とともに、遺伝子組換え生物等の使用によって生じる生物多様性への影響について評価した「生物多様性影響評価書」（以下、「評価書」という）を提出する必要がある。生物多様性影響評価検討会において、その生物多様性影響評価の妥当性について検討されている。なお、第一種使用規程の承認を受けようとする者が行う生物多様性影響評価の項目、手順等については、「遺伝子組換え生物等の第一種使用等による生物多様性影響評価実施要領」（平成十五年財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第二号）（以下、「告示」という）に定められており、分野別の詳細な内容については、「農林水産大臣がその生産又は流通を所管する遺伝子組換え植物に係る第一種使用規程の承認の申請について（通知）」（以下、「通知」という）に示されている。通知では、第3の2で生物多様性影響評価書の記載等に関する事項が記されており、別表第1として、遺伝子組換え農作物に関する情報収集の内容及び評価書の記載等がまとめられている。

#### 2) 検討内容

##### (1) 隔離ほ場での栽培に係る第一種使用規程の承認申請の生物多様性影響評価書に記載されるべき情報

カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え農作物に関する第一種使用規程のこれまでの承認については、「食用、飼料用、切り花の用に供するための使用、栽培等に係る第一種使用規程の承認」及び「隔離ほ場（遺伝子組換え農作物がほ場外に持ち出されることを防ぐための設備を有し、管理が実施されるほ場）での栽培に係る第一種使用規程の承認」がなされている。前者は、使用場所、使用期間等を特定しない使用（以下「一般使用等」という。）であり、後者は、隔離ほ場に限定した使用（以下「隔離ほ場における栽培等」という。）である。これまで、我が国において遺伝子組換え農作物の流通や商業化を目指す場合、「隔離ほ場における栽培等」での第一種使用規程の承認を受け、当該遺伝子組換え農作物の我が国における生育特性を把握するための隔離ほ場での栽培試験を経て、「一般使用等」での第一種使用規程の承認を受けるものが大多数である。また、これまでの「隔離ほ場における栽培等」の申請時に提出される評価書と「一般使用等」の申請時の評価書には、評価のための情報の記載項目に明確な差はない。この背景として、①これまでの評価書は海外で既に使用実績のある遺伝子組換え農作物を対象としたものが多く「隔離ほ場における栽培等」の申請前に諸外国で得られた

生育特性等のデータが存在していたこと、②申請者が、「隔離ほ場における栽培等」申請の段階から「一般使用等」の申請を想定して評価書を作成してきた経緯があることに加え、生物多様性評価検討会から、追加データを要求される可能性を考慮して、あらかじめ広範囲な情報を評価書に記載してきたことも考えられる。

#### (a) 「隔離ほ場における栽培等」の申請時における遺伝子組換え生物等の使用等に関する情報について

カルタヘナ法では遺伝子組換え生物等の使用法を定め、その使用等による生物多様性影響について評価を行うこととされている。カルタヘナ議定書では生物多様性影響評価に関して「危険性の評価は、個々にその事例に応じて実施すべきである。必要とされる情報の性質及び詳細の程度は、関係する改変された生物、その予定される用途及び潜在的な受容環境に応じて事例ごとに異なり得る。」とされており、「受容環境」については、「位置並びに地理的な、気候の及び生態学的な特性に関する情報（潜在的な受容環境の生物の多様性及び起原の中心に関する関連情報を含む。）」と説明されている。使用等に応じた評価を行うという点でカルタヘナ法、カルタヘナ議定書とも基本的な考え方は同じであるが、カルタヘナ法では「使用等」という用語が「用途」と「受容環境」を含む包括的な概念として用いられているのに対し、カルタヘナ議定書では両者がより明確に説明されているといえる。このように受容環境に関する情報は、生物多様性影響評価を行う上で重要な情報であり、今回の検討では、「隔離ほ場における栽培等」の申請時における評価書の「受容環境」に関する情報の記載状況について検討を行った。

我が国の「隔離ほ場における栽培等」の申請時における生物多様性影響評価書では、遺伝子組換え農作物の使用等に関する情報として、隔離ほ場の位置、面積、周辺地図、試験計画等が記載されている。また、隔離ほ場周辺地域における野生植物に関する情報は、「交雑性」の評価の項目で記載されている。これらはいずれも「受容環境」に関する情報に該当する。これに対し、諸外国の生物多様性影響評価に関するガイドライン等では受容環境に関する情報であることが明確に理解できるように記載するよう規定されているとともに、上記の我が国の例に加え、試験地周辺の地形、生物相、気象、栽培履歴等が記載されている場合が多い。

このように、我が国の「隔離ほ場における栽培等」の申請時における生物多様性影響評価書では、隔離ほ場周辺の地形や気象に関する情報は少なく、周辺地域における野生植物に関する情報は、評価項目である「交雑性」で記述されているなど受容環境としての情報であることが全体的に不明確となっている。今後、「隔離ほ場における栽培等」の評価書の妥当性の検討を効率的に行うためには、隔離ほ場及びその周辺環境の情報や遺伝子組換え農作物の管理に関する情報を体系的に記載させることが必要である。具体的には、隔離ほ場周辺の地形、気象条件、台風の襲来歴や気象災害時の対応策、隔離ほ場の栽培履歴、ボランティア植物（隔離ほ場内で収穫調査時等に落下した種子が発芽し、生育した植物体）の監視に関する情報等を追加させるとともに、その他の受容環境に関する情報と合わせて、受容環境についての情

報であることが明確に理解できるように記載させることが必要である。

また、その記載方法については、隔離ほ場試験の計画書に受容環境に関する情報を記載する項目を設け、隔離ほ場及びその周辺環境に関する情報や遺伝子組換え農作物等の管理に関する情報に加え、遺伝子組換え農作物を隔離ほ場において栽培等を行うことで、影響を受ける可能性のある野生動植物等や交雑可能な近縁野生種の存在についての情報等を記載させるべきである。このようにまとめて記載することで、申請者は、隔離ほ場における栽培等に、より着目した生物多様性影響評価を行うことができるものと考えられる。

なお、これにより、それぞれの案件ごとに、「一般使用等」申請時の評価書作成に向けた隔離ほ場試験の位置付けが明確になるとと思われる。

#### (b) 「隔離ほ場における栽培等」の申請時における遺伝子組換え生物等の調製等に関する情報について

生物多様性影響評価に必要な遺伝子組換え生物等の調製方法に関する情報は、導入遺伝子に関する情報と宿主又は宿主の属する分類学上の種との相違を検討するための形態特性や生育の特性等の情報に大別される。

諸外国において野外試験のために提出された申請書や評価書では導入遺伝子に関する情報は、実験結果を含めて記載されていたが、形態の特性や生育の特性等については、実験や試験によって得られたデータの記載はなく、他国での生育状況を記述する程度であった。これに対し、我が国の「隔離ほ場における栽培等」の申請の際の生物多様性影響評価書には、導入遺伝子に関する情報だけでなく、形態の特性や生育の特性等についても、実験や試験によって得られたデータを含めて記載されている。導入遺伝子の特性からその影響が大きく及ばないと判断されるような形態や生育の特性についても同様である。その一方、記載されている形態の特性や生育の特性等のデータは、特定網室等で収集されたもので、ポット栽培であることや試験の反復がないことなど、生育環境や試験条件が通常のほ場試験で行う場合と大きく異なり、これらのデータは、必ずしも自然環境下での生育状況を判断するにはそのまま反映されないものも多い。また、これまでに「隔離ほ場における栽培等」が承認された遺伝子組換え農作物の形態の特性や生育の特性は、宿主植物の種の範囲を越えるものはなかった。

以上の点を踏まえると、遺伝子組換え植物体の持ち出しがなく、規模も限定されている「隔離ほ場における栽培等」の申請時の評価書に、導入遺伝子の特性からその影響が大きく及ばないと判断されるような形態の特性や生育の特性に関する実験・試験データの記載がなくても、生物多様性影響評価の妥当性の検討を行う上で大きな支障は生じない場合もあると考えられる。したがって、「隔離ほ場における栽培等」の申請時における生物多様性影響評価においては、隔離ほ場周辺地域における交雑可能な野生植物の有無、モニタリング措置の実施計画も踏まえ、導入遺伝子の特性からその影響が大きく及ばないと判断されるような形態の特性や生育の特性に関するデータの必要性を判断し評価書に記載すべきである。別紙1は、こ

れまでに承認された遺伝子組換え農作物を基に、宿主植物と導入遺伝子の特性から、形態の特性や生育の特性に関するデータの必要性等を整理したものである。今後の申請に当たっては、別紙1のカテゴリ分類等を参考に、これまでの知見と経験を踏まえ、申請を考えている遺伝子組換え農作物の宿主植物や導入遺伝子の特性に関する情報から、通知に示されている「宿主又は宿主の属する分類学上の種との相違」における生理学的又は生態学的特性に関するデータを記載する必要性の有無を判断することが望ましい。

## (2) スタック系統の生物多様性影響評価の考え方

スタック系統は異なる種類の遺伝子組換え植物を交雑して育成される系統であるが、移入された核酸やその発現により産生される蛋白質等の相互作用によって、親系統の範囲を超えた特性が新たに付与され、親系統には見られない生物多様性影響をもたらす可能性が考えられることから、評価に当たっては相互作用の有無について重視し検討を行っている。

相互作用の有無についての検討は、まず、親系統に移入された核酸による意図された形質間の相互作用の有無について、それらの発現蛋白質の特性等から論理的考察を行い、その上で、生物検定で発現させた形質についてスタック系統と親系統を比較することによって、意図された形質間の相互作用が示されていないことを確認している。このような考え方を検討するとともに、相互作用の有無を分子レベルで検証する方法(DNAマイクロアレイ法の活用等)とその有用性についても検討した。

その結果、相互作用の有無の検証を分子レベルで行うことは、評価方法に採用できるほど普及している手法はなく、論理的考察や生物検定からも意図された形質間に相互作用があると判断された事例がない現時点では、評価を行う上で意味があるとは考えられないと判断した。また、形質として発現されない相互作用の可能性は、現在の検討方法でも完全には否定できないが、非組換え品種同士の交雑においても考えられるものであるため、生物検定等で形質を実際に発現させ、その表現型で形質間の相互作用の有無を判断することは合理的であると判断した。

したがって、今後も現状の考え方で生物多様性影響評価を実施することが妥当と考え、その考え方を別紙2に整理した。

## (3) 遺伝子組換え植物と野生植物の交雑性に起因する生物多様性影響評価の考え方

生物多様性影響評価検討会において、国内に交雑可能な野生種が存在するダイズ、バラ等を宿主植物とする生物多様性影響評価書を検討してきた。それらについては、下記に示したような手順で評価を行っているが、その妥当性を検討した。

- ①我が国の自然環境下で生育する宿主と近縁野生植物の生理・生態学特性等に関する情報を収集した上で、交雑する可能性がある野生植物が存在する場合は、「影響を受ける可能性のある野生植物」として特定する。
- ②「影響を受ける可能性のある野生植物」が特定された場合、遺伝子組換え植物に移入

された遺伝子の浸透が野生植物の種又は特定の地域個体群に生ずる可能性（影響の具体的内容）について検討する。

- ③野生植物の種又は特定の地域個体群に生じる遺伝子浸透がどの程度の割合で起こり、拡散し得るのか（影響の生じやすさ）について検討し、生物多様性に対する影響の有無を総合的に評価する。

その結果、現時点においても、野生植物との交雑の有無だけでなく、その後の遺伝子浸透に関する情報を含めて評価を行っており、今後もそのような考え方で実施することが妥当であると考え、その考え方を別紙3に整理した。

#### （4）その他

耐病性品種の育成では、温室等において耐病性で選抜したものをほ場試験に供試したものの、ほ場では耐病性や他の特性に問題が観察され、温室等で選抜したものがそのまま品種育成に結びつかなかったケースが多い。また、育種では一般的にスケールメリットは大きく、遺伝子組換え技術を利用した品種育成においても以上のような事柄は当てはまるものである。既に、諸外国では、遺伝子組換え技術を利用した育種操作に、野外試験での選抜が組み込まれており、我が国においても、遺伝子組換え技術を利用した品種育成を行うにあたっては、分子生物学的特性の詳細が明らかでない初期世代を隔離ほ場でスクリーニングすることが想定される。今後、当該ケースに関する「隔離ほ場における栽培等」の評価については、宿主の種類、導入遺伝子の特性、隔離ほ場の管理措置の状況等を考慮して整理する必要があるが、具体的な事例等を基に検討するべきである。

### 3) 検討結果のまとめ

今回の検討結果をまとめると、以下のとおりである。

#### （「隔離ほ場における栽培等」申請の生物多様性影響評価書に記載されるべき情報）

遺伝子組換え農作物の「隔離ほ場における栽培等」に応じた生物多様性影響評価を適切かつ効率的に行うために、

- 隔離ほ場及びその周辺環境の情報や遺伝子組換え農作物の管理に関する情報を体系的に記載させることが必要である。具体的には、隔離ほ場周辺の地形、気象条件、台風、の襲来歴や気象災害時の対応策、隔離ほ場の栽培履歴、ボランティア植物の監視に関する情報等を追加させるとともに、その他の受容環境に関する情報と合わせて、受容環境についての情報であることが明確に理解できるように記載させることが必要である。

その記載方法については、隔離ほ場試験の計画書に受容環境に関する情報を記載する項目を設け、隔離ほ場及びその周辺環境に関する情報や遺伝子組換え農作物等の管理に関する情報に加え、遺伝子組換え農作物を隔離ほ場において栽培等を行うことで、

影響を受ける可能性のある野生動植物等や交雑可能な近縁野生種の存在についての情報等を記載させるべきである。

- 「隔離ほ場における栽培等」の申請時における生物多様性影響評価においては、通知に示されている「宿主又は宿主の属する分類学上の種との相違」における生理学的又は生態学的特性に関するデータの生物多様性影響評価書への記載について、別紙1のカテゴリ分類等を参考に、これまでの知見と経験を踏まえ、申請を考えている遺伝子組換え農作物の宿主植物や導入遺伝子の特性に関する情報から、その記載の必要性の有無を判断し、生物多様性影響評価を行うべきである。

#### **(スタックシステムの生物多様性影響評価の考え方)**

- 相互作用の有無の検証を分子レベルで行うことは、評価方法に採用できるほど普及している手法はなく、論理的考察や生物検定からも意図された形質間に相互作用があると判断された事例がない現時点では、評価を行う上で意味があるとは考えられないと判断した。また、形質として表現されない相互作用の可能性は、現在の検討方法でも完全には否定できないが、非組換え品種同士の交雑においても考えられるものであるため、生物検定等で形質を実際に発現させ、その表現型で形質間の相互作用の有無を判断することは合理的であると判断した。したがって、今後も現状の考え方で生物多様性影響評価を実施することが妥当と考え、その考え方を別紙2に整理した。

#### **(遺伝子組換え植物と野生植物の交雑性に起因する生物多様性影響評価の考え方)**

- 現時点においても、野生植物との交雑の有無だけでなく、その後の遺伝子浸透に関する情報を含めて評価を行っており、今後もそのような考え方で実施することが妥当であると考え、その考え方を別紙3に整理した。

#### **(その他)**

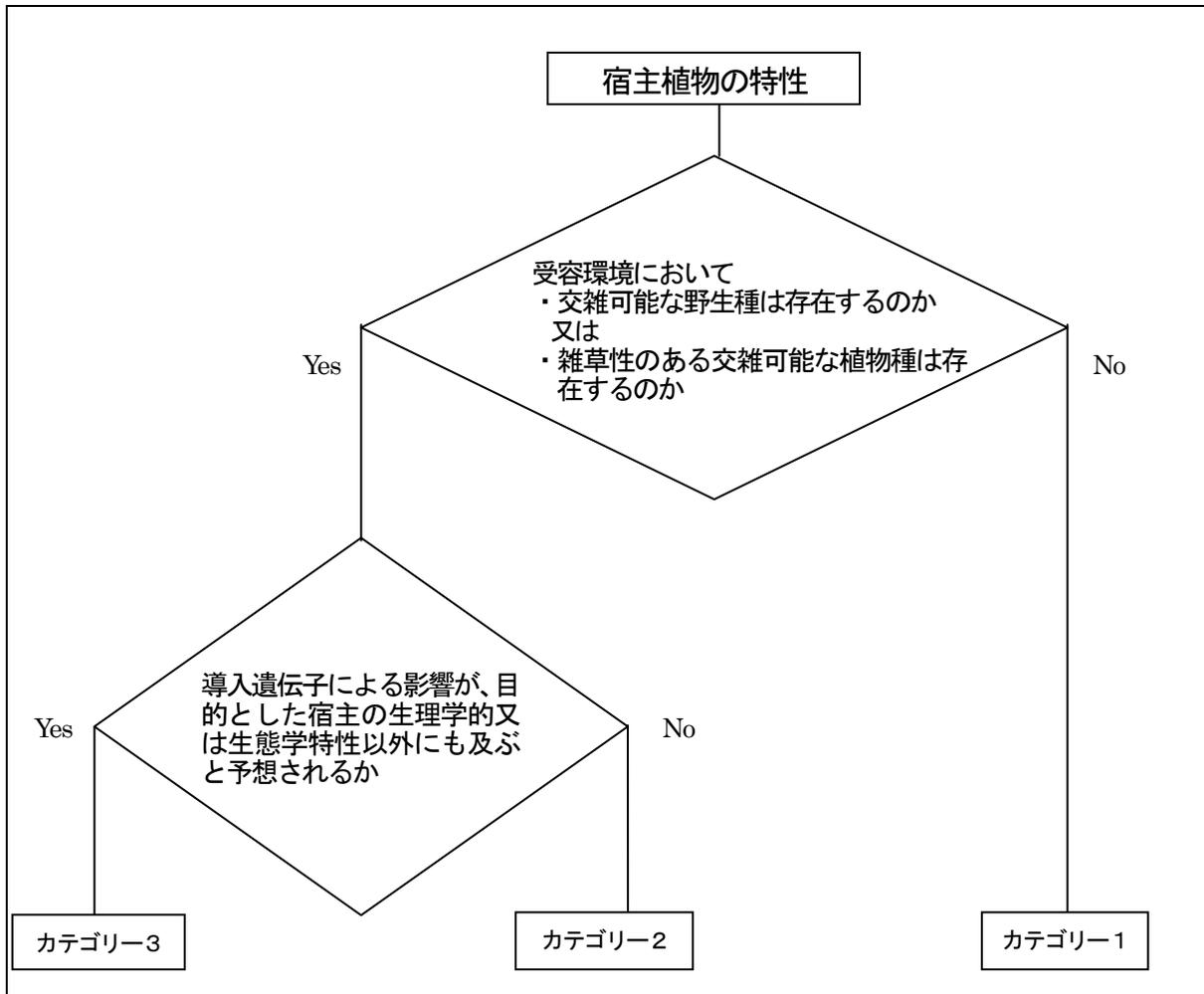
- 既に、諸外国では、遺伝子組換え技術を利用した育種操作に、野外試験での選抜が組み込まれており、我が国においても、遺伝子組換え技術を利用した品種育成を行うにあたっては、分子生物学的特性の詳細が明らかでない初期世代を隔離ほ場でスクリーニングすることが想定される。今後、当該ケースに関する「隔離ほ場における栽培等」の評価については、宿主の種類、導入遺伝子の特性、隔離ほ場の管理措置の状況等を考慮して整理する必要があるが、具体的な事例等を基に検討するべきである。

#### 4) 検討結果の周知について

今回の検討では、「隔離ほ場における栽培等」申請時の生物多様性影響評価書に記載されるべき情報、スタック系統の生物多様性影響評価の考え方及び遺伝子組換え植物と野生植物の交雑性に起因する生物多様性影響評価の考え方について議論を行った。評価書等を作成する申請者への本報告書の周知と事前相談等の充実について、事務局にはその対応をお願いしたい。

遺伝子組換え農作物の「隔離ほ場における栽培等」申請時に必要な宿主又は宿主の属する分類学上の種との相違等に関する情報について

○宿主と導入遺伝子の特性によるカテゴリー分類について



注) この図は、これまでに承認された遺伝子組換え農作物を基に作成されたものであり、全ての遺伝子組換え農作物がこのカテゴリー分類に当てはまることを意味するものではない。

○上記カテゴリー分類に基づく必要な情報等について<sup>a</sup>

	カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3
導入遺伝子により付与された特性に関する情報の必要性 (通知：別表1,2-(6)-①)	○	○	○
特定網室や実験室等における生理学的又は生態学特性に関するデータ記載の必要性(通知：別表1,2-(6)-②)	×	×	○
参考 モニタリング措置 <sup>b</sup>	×	○	○

a：表中の「×」は要しない、「○」は要する。

b：モニタリング措置に関することは、通知第3の1の(5)等で規定されている。

## スタック系統の生物多様性影響評価の考え方について

スタック系統（異なる種類の遺伝子組換え植物を交雑して育成される系統をいう。）であって第一種使用規程の一般使用等が承認されている遺伝子組換え農作物のみを親系統として用いる場合の生物多様性影響評価の考え方を以下のとおり整理することとし、この考え方を踏まえ個別案件の検討を行うこととする。

生物多様性影響評価に係る以下の考え方については、知見の充実等を踏まえ、必要に応じ、見直しをおこなうこととする。

- 1 スタック系統については、親系統の特性のみが付与されることが一般的だが、移入されている核酸の発現によって産生される蛋白質等の相互作用により、親系統の範囲を超えた新たな特性が付与される可能性が考えられる。その結果、親系統には見られない生物多様性影響をもたらす可能性がある。
- 2 このため、評価者（申請者）はスタック系統の生物多様性影響評価を行うに当たり、親系統に移入された核酸の発現による意図された形質間の相互作用の有無を判断する。
- 3 形質間の相互作用がないと判断された場合、親系統の生物多様性影響評価情報を用いて、当該スタック系統の生物多様性影響評価を行うものとする。
- 4 形質間の相互作用がないと判断されない場合、親系統の生物多様性影響評価情報及び当該スタック系統の形質間の相互作用に関する情報を用いて生物多様性影響評価を行うものとする。

## 遺伝子組換え植物と野生植物の交雑性に起因する生物多様性影響の評価の考え方について

評価の対象となる遺伝子組換え植物と交雑可能な野生植物が、第一種使用等を行う環境下で生育している場合に、交雑性に起因する生物多様性影響が生ずるおそれの有無を判断する際の考え方を以下のとおり整理することとし、この考え方を踏まえ、個別案件の検討を行うこととする。

以下の考え方については、生物多様性影響評価に係る知見の充実等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うこととする。

- 1 評価者（申請者）は、生物多様性影響評価項目のうち交雑性に起因する生物多様性影響評価を行うにあたっては、当該組換え植物の宿主と国内に生育する宿主の近縁野生植物の生理・生態学的特性等に関する情報を収集する。それらに基づき、第一種使用等を行う環境下における宿主とその近縁野生植物との交雑の可能性について検討する。交雑可能な野生植物が存在する場合、当該組換え植物に移入された核酸がそれらに浸透していく可能性がある。そのため、それらを「影響を受ける可能性のある野生植物」として特定することとする。
- 2 遺伝子組換え植物に移入された遺伝子が野生植物に浸透していく可能性がある場合は、以下の手順に従って評価することとする。

### （1）影響の具体的内容の評価

遺伝子浸透(introgression)が野生植物の種又は特定の地域個体群（固有の特性を有し、第一種使用等をする環境下における生物多様性の構成要素として保護すべきと考えられるもの。以下同じ。）に生ずる可能性（「影響の具体的内容」）について、以下の事項を考慮しつつ、評価することとする。

- ① 遺伝子組換え植物の生理・生態学的特性
- ② 特定された野生植物の生理・生態学的特性
- ③ 遺伝子組換え植物と特定された野生植物との交雑種並びにその後代の生理・生態学的特性（生存性、稔性、競合性、有害物質の産生性等）
- ④ 移入された遺伝子の特性 等

### （2）影響の生じやすさの評価

野生植物の種又は地域個体群に生ずる遺伝子浸透がどの程度の割合で起こり、拡散し得るのか（「影響の生じやすさ」）について、以下の事項に考慮しつつ、評価することとする。

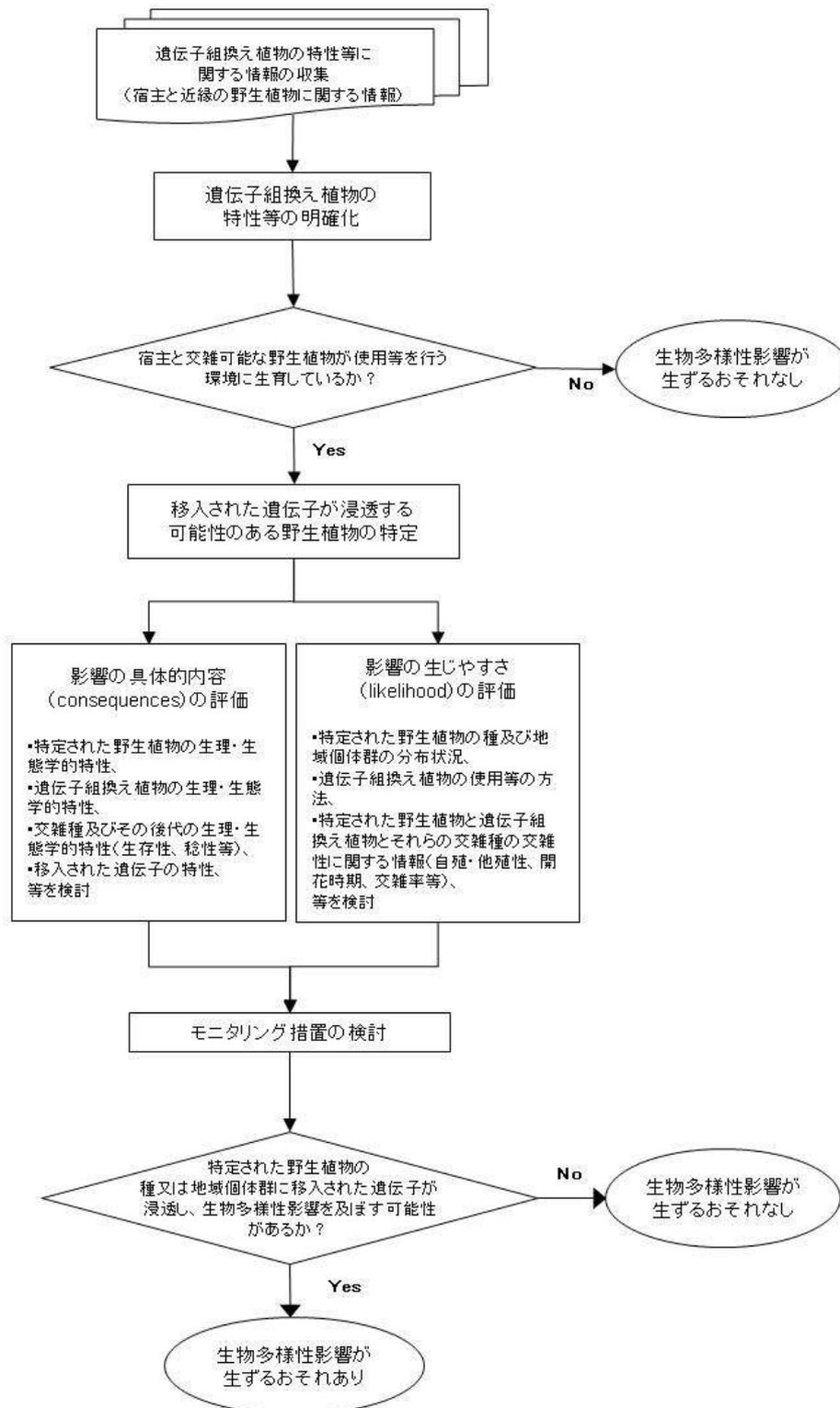
- ① 特定された野生植物の種又は地域個体群の分布状況
- ② 遺伝子組換え植物の使用等の方法
- ③ 遺伝子組換え植物と特定された野生植物及びその交雑種並びにその後代の生殖特性（自殖性、他殖性、開花時期、交雑率等） 等

### 3 生物多様性影響が生ずるおそれの有無等の判断

「2 (1) の影響の具体的内容の評価」及び「2 (2) 影響の生じやすさの評価」を基に、遺伝子組換え植物に移入されている遺伝子が、1で特定された野生植物に浸透し、その種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれ（「生物多様性影響」）があるか否かの判断を行うものとする。

なお、その判断に当たっては、評価者によって実施されるモニタリング措置の内容等を念頭に置きつつ慎重に検討するものとする。

# 遺伝子組換え植物と野生植物の交雑性に起因する 生物多様性影響の評価の考え方について



## <参考資料>

### 生物多様性影響評価検討会総合検討会委員

井出雄二	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
小野里坦	株式会社松本微生物研究所技術顧問 水産資源開発プロジェクトリーダー
近藤矩朗	帝京科学大学生命環境学部教授
嶋田正和	国立大学法人東京大学大学院総合文化研究科副研究科長
高木正道	新潟薬科大学応用生命科学部名誉教授
武田和義	国立大学法人岡山大学名誉教授
○林健一	国際バイオセーフティ学会諮問委員
◎原田宏	国立大学法人筑波大学名誉教授

(◎は座長、○は座長代理)

### 生物多様性影響評価情報点検作業部会委員

#### 総合検討会委員：

武田和義	国立大学法人岡山大学名誉教授
林健一	国際バイオセーフティ学会諮問委員

#### 農作物分科会委員：

伊藤元己	国立大学法人東京大学大学院総合文化研究科教授
◎近藤矩朗	帝京科学大学生命環境学部教授
佐藤忍	国立大学法人筑波大学生命環境科学研究科教授
田中宥司	独立行政法人農業環境技術研究所研究コーディネーター
中川原捷洋	OECDバイオテクノロジー規制の監督調和作業部会副議長
○西尾剛	国立大学法人東北大学大学院農学研究科教授

(◎は座長、○は座長代理)

## 検討経過

### <総合検討会における検討経過>

総合検討会	開催年月日	検討内容
H21年度 第3回	平成21年 10月5日	生物多様性影響評価情報の検討及び評価情報点検作業部会の設置について了承
第4回	12月10日	検討作業の経過報告及び検討の方向性について検討
第6回	平成22年 2月25日	「生物多様性影響評価情報の検討について」取りまとめ

### <評価情報点検作業部会における検討経過>

点検作業部会	開催年月日	検討内容
第1回	平成21年 10月29日	座長等の選出、具体的に検討を行う項目の選定
第2回	11月26日	検討項目についての具体的な検討
第3回	12月7日	総合検討会における経過報告案の検討
第4回	平成22年 1月14日	総合検討会における検討を踏まえた検討及び報告案の検討